



平成 22 年度

長寿健康診査委託契約書



社団法人 沖縄県医師会
沖縄県後期高齢者医療広域連合

長寿健康診査委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 125 条に基づき実施する長寿健康診査について、沖縄県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）と社団法人沖縄県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第 1 条 甲は、長寿健康診査を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第 2 条 甲が乙に委託する業務の内容は、別表 1 の健診内容表のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の医療機関（以下「実施機関」という。別表 2 の実施機関一覧表のとおり。）で行うものとする。

（対象者）

第 3 条 長寿健康診査の対象者は甲の被保険者であり、実施機関に被保険者証及び甲の発行する長寿健康診査受診券を提示した者を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

（契約期間及び追認）

第 4 条 この契約の有効期間は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

2 甲乙は平成 22 年 4 月 1 日からこの契約の締結の日の前日までになされた行為を追認し、この契約の定めによってなされたものとみなす。

（委託料）

第 5 条 委託料は、長寿健康診査内容のとおりとする。

（委託料の請求）

第 6 条 乙若しくは実施機関は、長寿健康診査については終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、甲の委託を受けて決済する沖縄県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に請求するものとする。

2 第 1 項における結果の取りまとめ及び国保連合会への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（国保連合会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくは CD-R）を実施月の翌月 5 日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

3 第 1 項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、国保連合会の使用に係る

電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、国保連合会に到達したものとみなす。

4 長寿健康診査において、乙若しくは実施機関は、第2項に定める電子データの送付に加え、終了後速やかに、長寿健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、長寿健康診査受診結果通知表と併せて、健診結果の見方などの情報を提供するものとする。

(支払い)

第7条 甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月28日（電子情報処理組織の使用による場合であって、国保連合会が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の28日。）を基本として、甲と国保連合会との間で定める日に、乙若しくは実施機関に国保連合会を通じてそれぞれ別表3に定める。

2 甲及び国保連合会の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、国保連合会を通じて請求者（乙若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた額については、当該額を支払った者に対し当該実施機関が有する債権との国保連合会を通じた調整、又は、当該実施機関からの国保連合会を通じた返入による調整を行うことができる。

3 請求者（乙若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

(決済に失敗した場合の取扱い)

第8条 実施機関において、被保険者証と長寿健康診査受診券の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

2 実施機関において、被保険者証と長寿健康診査受診券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとししか判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を国保連合会を通じて実施機関に支払うものとする。

3 実施機関において、長寿健康診査受診券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

(譲渡の禁止)

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはなら

ない。

（事故及び損害の責任）

第 11 条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

3 前 2 項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

（個人情報の保護）

第 12 条 乙および実施機関が当該業務を実施するに当たっては、長寿健康診査の記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別表 4 の個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」（平成 18 年 4 月 21 日医政発第 0421005 号、薬食発第 0421009 号、老発第 0421001 号）及び沖縄県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成 19 年 8 月 23 日条例第 22 号。）等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

（業務等の調査等）

第 13 条 甲は、健診機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

（契約の解除）

第 14 条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

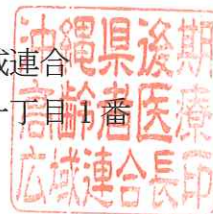
（協 議）

第 15 条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成22年 4月15日

委託者（甲） 沖縄県後期高齢者医療広域連合
沖縄県うるま市石川石崎一丁目1番
連合長 島 袋 俊 夫



受託者（乙） 社団法人沖縄県医師会
沖縄県南風原町字新川218-9
会長 宮 城 信 雄



別表 1

内訳書

長寿健康診査項目					22 年度 1 人当たりの委託料単価 (消費税含む)	
					集団健診	個別健診
基本的な健診の項目	診察	質問（問診）		○	6, 100 円	6, 700 円
		計測	身長	○		
			体重	○		
			BMI	○		
		理学的所見（身体診察）		○		
		血圧		○		
	脂質	中性脂肪		○		
		HDL-コレステロール		○		
		LDL-コレステロール		○		
	肝機能	GOT		○		
		GPT		○		
		γ-GTP		○		
	代謝系	空腹時血糖		○		
		尿糖		○		
		ヘモグロビン A1c		○		
	腎機能	尿蛋白		○		
追加健診項目		尿潜血		○	0 円	0 円
		尿酸		○		
		血清クレアチニン		○		

※ ○・・・必須項目

※ 腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査を実施されなかった場合は、上記の単価から、尿検査の費用 260 円を差し引いた金額を甲に請求することとする。

※ 他の法令に基づく健診（介護保険における生活機能評価等）を特定健康診査と同時に実施し、他の法令に基づく健診が優先的に費用を負担する場合、乙あるいは実施機関は、上記の単価から、重複する検査項目の費用（他の法令に基づく健診で負担すべき金額）を差し引いた金額を甲に請求することとする。

別表 3

長寿健康診査 費用負担表

甲 負 担 額	
個別健診 6,700 円	集団健診 6,100 円

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項	乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
2 秘密の保持	乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
3 収集の制限	(1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 (2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。
4 利用及び提供の制限	乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
5 適正管理	乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
6 再委託の禁止	乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。
7 資料等の返還等	乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
8 従事者への周知	乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
9 実地調査	甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。
10 事故報告	乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

